

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する
バーゼル条約の締結について承認を求めるの件（第二百二十三
回国会閣条第一一号）

要旨

この条約は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について国際的な枠組みを定め、これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護することを目的として、一九八九年（平成元年）三月二十二日、スイスのバーゼルにおいて作成されたものである。その主な内容は次のとおりである。

一、この条約の適用上、「有害廃棄物」とは廃棄経路及び成分で規定される廃棄物（附属書Ⅰ）で爆発性、有毒性等の有害性（附属書Ⅲ）を有するもの、これらの廃棄物には該当しないが輸出国、輸入国又は通過国である締約国の国内法令により有害であるとされる廃棄物をいう。「他の廃棄物」とは家庭から収集した廃棄物及びその焼却残し（附属書Ⅱ）をいう。

二、締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物（以下有害廃棄物等という）の国内における発生を最小限度とすること及び、有害廃棄物等の環境上適正な処理のため、可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすること等を確保する。

三、締約国は、有害廃棄物等について輸入を禁止している締約国への輸出及び輸入国の書面による同意のない輸出を許可せず、又は禁止する。

四、締約国は、有害廃棄物等が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、輸出を許可せず、また、輸入を防止する。

五、締約国は、非締約国との間での有害廃棄物等の輸出入を原則として許可しない。

六、有害廃棄物等の国境を越える移動は、輸出国が有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設等を有しない場合、輸入国において有害廃棄物等が再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合、締約国全体として決定する他の基準に従って国境を越える移動が行われる場合に限り許可される。

七、輸出国は、書面により、有害廃棄物等の国境を越える移動の計画を輸入国及び通過国に通告し又は通告させ、輸入国及び締約国である通過国はこれに回答する。輸出国は、輸入国及び締約国である通過国の書面による同意が得られ、有害廃棄物等が環境上適正に処理されることを明記する輸出者と処分者との間の契約の存在を確認するまで、移動の開始を許可してはならない。

八、締約国は、有害廃棄物等の国境を越える移動の開始地点から処分地点まで移動書類が伴うことを義務付ける。

九、有害廃棄物等の国境を越える移動が契約の条件に従って完了することができない場合において、一定の期間内に代替措置をとることができないときは、輸出国は、輸出者が当該有害廃棄物等を輸出国内に引き取ることを確保する。

十、有害廃棄物等の国境を越える移動が輸出者若しくは発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、一定の期間内に、輸出者若しくは発生者又は必要なときは輸出国が引き取ることを確保する。引取りが実質的でないときは、条約の規定に従って処分されることを確保する。輸入者若しくは処分者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸入国は、一定の期間内に、輸入者若しくは処分者又は必要なときは輸入国が環境上適正な方法で処分することを確保する。

十一、締約国は、有害廃棄物等の環境上適正な処理を改善し及び達成するため、相互に協力する。

十二、締約国は、締約国又は非締約国との間で、この条約の趣旨に沿った有害廃棄物等の国境を越える移動に関する協定又は取決めを締結することができる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について国際的な枠組みを定め、これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護することを目的として、平成元年、スイスのバーゼルにおいて作成されたものであります。

その内容は、有害廃棄物等の輸出入の規制、越境移動についての手続き、不法取引等の場合における再輸入等の義務、廃棄物処理に関する国際協力等について定めるものであります。

委員会におきましては、廃棄物発生の抑制と国内処理の促進、不法取引についての国の責任、本条約実施のための関係国内法の整備、実効性ある実施体制の確立、地球環境保全に向けての国際協力等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本条約の厳正な履行に万全を期すること等を政府に要請する決議が行われましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。